



平成19年(ワ)第1445号
原告 サンラ・ワールド側外1名
被告 津田哲也

2007年7月20日

東京地方裁判所民事第23部 御中

報告書

被告訴訟代理人

弁護士

大野 裕



当職は、本日午後2時から同2時40分までの間、公認会計士 〇〇 氏と、同氏の事務所（東京都 〇〇）にて面談しました。当職は頭書事件に関連して同氏から事情聴取したところ、要旨下記のとおりのお返事を得ましたので、同氏から交付された名刺の写しを添付の上、報告します。

記

1 増田俊男氏及びサンラ・ワールド株式会社との間の裁判について

私【= 〇〇】は、増田俊男氏及びサンラ・ワールド株式会社の両名を被告として、私が行った株式投資をめぐって生じた損害についての賠償を求める民事訴訟を、平成12年5月、東京地方裁判所に起こした。

2 脅迫行為について

- (1) 私は、本日、増田俊男氏及びサンラ・ワールド株式会社と津田哲也氏との間で、津田哲也氏が記したブログ記事の真偽をめぐって名誉棄損の裁判が行われていると大野裕弁護士から聞いた。そして大野裕弁護士からブログ記事の写し（甲第7号証）を示され、これを読んだ。

津田哲也氏は同記事において、次のとおり記している。

「一昨年、増田氏は投資に関するトラブルで、都内の公認会計士から7100万円の支払いを求める訴えを、東京地方裁判所に起こされている。その提訴の直後、原告の公認会計士のもとへ数人の暴力団員風の男が押しかけてきて、『増田先生に対する訴えを取り下げさせろ』と凄んだというのだ。会計士を脅しに行った人物は、『(脅迫の)仕事が終わったあと、増田先生は俺に『謝礼だ』と言って100万円を渡そうとした』と証言している。」

- (2) この記述は、私が増田俊男氏らを相手に提起した裁判について書かれたものである。

- ① この記述のうち、第1文と第2文は、請求額が違えば、正確に事実を記している。

私が増田俊男氏及びサンラ・ワールド株式会社を被告とする民事訴訟を起こしてほどなく、私と一緒に仕事をしていた友人が、暴力団員風の男数名に取り囲まれ、殴られるなどの暴行を受けた上、「今裁判をやっているな。ヤメておけ。」「に裁判を取り下げろと強く言っておけ。」などと怒鳴られ脅迫を受ける事件が起きた。直後にこの友人から事件について聞かされた私は、非常に強い恐怖感を覚えた。

この暴行・脅迫の件については、この友人名義で警察に告訴状を提出して受理された。この件を捜査したのは、神奈川県警高津警察署であった。同署の佐藤という警察官が私の事務所に事情聴取に来て、供述調書を録取されたこともあった。

私が、暴力団員風の複数男らに、増田俊男氏らに対する訴えを取り下げるよう脅迫されたという事実は、津田哲也氏がブログに記載しているとおおり、真実である。

- ② 津田哲也氏の上記記述のうち、第3文については、私は知らない。

私に対する脅迫行為が、増田俊男氏の指示によるものであったかどうかについては、私は確証をもってはいない。ただ、脅迫行為を実際に行った男たちは、私と増田氏らとの間の裁判のことを詳しく知っていたのは間違いない。

私は、私の訴訟代理人であった松本弁護士と相談の上、当時係属中であった、私と増田俊男氏らとの間の裁判の審理を担当していた裁判官にも、私が脅迫行為を受けた旨の事実を伝えてあり、これは同裁判の記録にも記されていると思う。

3 津田哲也氏との関係について

私は、津田哲也氏とは1度面談のうえ、上記脅迫事件などについて、取材を受けたことがあった。その時期は正確には覚えていないが、同事件の翌年（平成13年）であったと思う。津田氏から取材を受けた時間は約2～3時間で、同氏から詳しく質問を受け、私は知っている限りの事実を正直に答えた。

津田氏からは、この面談以降も、電話で4～5回取材を受けたことがあった。

4 その他

私が本日、大野裕弁護士に対して話した内容は、間違いのない真実である。私の話の要旨を『報告書』という形で同弁護士が文書にして裁判所に提出することに異議はない。私が述べたことが真実であることは、神奈川県警高津警察署に照会してもらえば、すぐに分かると思う。

私は多忙であるため、裁判所に証人として出頭するのは避けたいが、仮に裁判所から要請があった場合は、上記事実を法廷にて証言することは吝かではない。

以上